

## イノブタ利用促進事業 業務委託仕様書

イノブタ利用促進事業の実施にあたり、サービス提供者（以下「受託者」という。）が行う業務について、下記のとおり仕様を定める。この仕様書は、委託業者選定に係るプロポーザル実施要領に基づくイノブタ利用促進事業業務の概要を示すものである。またこの仕様書に記載なき事項であっても、状況に応じて誠実に業務を実施すること。

### 1. 目的

イノブタの発祥地であるすさみ町のイノブタを使った加工品を製作し「本場のイノブタ」に対して多くの人に興味を持ってもらい「イノブタ発祥の地すさみ町」のイメージを確立する。同時にリピーターをつけることでブランド化や地域活性化につなげることを目的とする。

### 2. 業務項目

#### (1) 内容

委託項目	内容
イノブタを使用した新メニューの開発	ア) 新メニュー開発に係る業務全般 イ) その他必要とされる業務

#### (2) 委託業務の詳細

●すさみ産イノブタを使用した新メニュー開発	
委託項目	委託業務の詳細
○新メニュー開発	<ul style="list-style-type: none"><li>・食の専門家による新メニューの開発</li><li>・市場動向・ターゲットの選定</li><li>・内容量・販売価格の設定への助言</li><li>・デザインサンプル収集、サンプル画像の撮影・提供</li><li>・町内の飲食店で継続して販売が可能な料理が好ましい。</li></ul>
○その他業務	<ul style="list-style-type: none"><li>・イノブタリーフレットの作成（2万部）</li><li>・イノブタリーフレット作成のための取材・データ収集</li><li>・イノブタリーフレット掲出箇所の調整</li><li>・イノブタ PR アイテムの作成</li><li>・イノブタ PR アイテムの掲出箇所の調整</li></ul>

### (3) 留意事項

- ・業務を行う中で生じる経費は委託契約の範囲で支出する。
- ・食品衛生法に基づき業務を行うこととする。

### 3. 契約期間

契約締結の日から令和7年3月25日

### 4. 委託金額

2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 5. その他の留意事項

- ・委託業務の実施については、委託者と受託者で適宜協議を行い決定すること。
- ・本事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- ・本事業の実施に係る関係機関との調整や近隣対策等が必要な場合（申請・届出等含む）については、受託者によりこれを行う。
- ・本事業において、第三者(委託者及び受託者以外の者)が所有する素材を用いる場合は、著作権、所有権等、その他一切の権利は委託者に帰属するものとする。
- ・成果物は、委託者が自由に二次利用できるものとする。

### 6. 本事業委託の完了報告

委託業務完了後直ちに、業務完了報告書を提出すること。

添付書類として進捗状況記録と生じた経費がわかる書類を提出すること。

### 7. 本業務委託の委託料の支払い

完了払い又は部分払いとする。

部分払いを希望する場合は、業務完了前に、業務委託料の一部について、履行した業務に相当する業務委託料の支払いを請求することができる。

### 8. 契約時の本仕様書

契約時の本仕様書は、本町と採用案を提出した者(契約合意に至らなかった場合は次点者)との間で実施内容の協議を行ったうえで、仕様書に定める

### 9. 個人情報の保護

受託者は、この契約による業務を遂行するための個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## 10. その他

- (1) この事業において、定めのない事項であっても本仕様書に付随する業務又は性質上当然必要とされる業務は、誠意をもって実施し、基準に疑義が生じた場合又は定めのない事項がある場合は、その都度協議のうえ定めるものとする。